

会議録

会議の名称	西東京市子ども福祉審議会（平成18年度第4回会議）
開催日時	平成 18 年 9 月 21 日 午後 1 時から午後 3 時まで
開催場所	田無庁舎 1 階 102 会議室
出席者	（出席者） 森田会長、梅村副会長、猪原委員、海老沢委員、齋藤委員、坂田委員、清水委員、神山委員 （欠席者） 古川委員、松沢委員、村松委員、山口委員 （事務局・職員） 尾崎児童青少年部長、青柳子育て支援課長、大久保保育課長、神谷主査
議題	西東京市保育所入所選考基準の一部改定について
会議資料 の 名 称	西東京市保育所入所選考基準の一部改定について 西東京市保育所入所選考基準指数表（現行） 西東京市保育所入所選考基準指数表（案） 資料1 資料2
記録方法	☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録
会議内容	
事務局：資料説明 森田会長：保育所入所基準につきましては、平成 16 年この審議会の中で議論をして答申に至ったわけですが、この間いくつかの問題が生じてきたので、再度審議していただきたいという依頼が来たわけです。この間の選考の経緯あるいはそこでの課題というものがどのようなものなのか、そしてそこでどのような議論が行なわれてここに至ったのか、まだ 2 年しかたっていない中で何故このような問題が発生してきたのか事務局からお話していただいた上で議論を進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。 事務局：一 昨年の議論のおおまかな状況をお話しますと、合併後対象児童数が増えたことにより当時の入所基準では対応しきれないので、全面改定ということでご審議をいただきました。その時の課題としましては、指数幅が 10 点の狭いものから 50 点の広いものにして、より多くの項目を取り入れられるようにしたのが一番大きな変更点です。もう一つ大きな変更点は、母親のみの状況で入所の選考をしていたのが、子育てというものは母親だけでなく父親も担うものであるという観点から父親の状況も加味して選考することとしました。この 2 点が全面改定の大きなポイントかと思います。この改定の議論の中で現に就労している方と採用内定の方について市としては差を設けた方がよい（マイナス指数）のではないかという提案をしました。しかし、審議の過程で採用内定の方が不利益を被るのでないかというご意見があり結果的に同等の取り扱いをするということになりました。しかしながら、やはり現に就労している方のほうが必要度が高いのではないかとということで、就労実績という項目で差を設けるという案を審議会に再提案し、この案は予	

就労実績という項目で差を設けるという案を審議会に再提案し、この案は承認されました。その結果現行の入所基準があるわけです。ところが、保護者の方からは一つの会社に長く就労していることが保育の必要度に関係あるのか、あるいは転職すると不利になるという入所基準は社会の流れに則していないのではなかという強い意見が出されました。市としても現在の社会状況を考えると、保護者の方々の要望には対応すべきではないかという判断をし、再度ご審議いただくことになったわけです。もう一点は、兄弟を一緒にするための転園について保護者の負担を考えて優先的に取り扱うべきではないかという判断をして加点する案を提案しました。審議の過程の中で、子どもが複数在園している世帯は優先的に取り扱って、一人の世帯には何の優先項目がないのは公平性に欠けるのではないかという審議結果になりました。兄弟が別々になってしまっている保護者の負担を優先するのか、未入所の世帯を優先するのか非常に難しい問題であったわけです。この入所基準で4月入所を2回行なったわけですが、兄弟が別々になってしまった保護者の方からは兄弟を同一園にするための転園について何とか配慮して欲しい、或いは優先的な取り扱いをして欲しいという強い要望がだされまして、やはり再度ご審議いただくこととなりました。以上が大まかな経緯です。

森田会長：大まかには、今回この2つのテーマを議論して欲しいということですが、一部改定案には基本指数で2つ調整指数で4つの課題がありますが、この2つ以外も今回議論して欲しいということですか。

事務局：そうです

森田会長：平成16年の審議会の中で議論したわけですが、今回この2点について見直しをして欲しいということが市民から出されているということです。1点目は内定者の取り扱い、2点目は転園の取り扱いについて再度審議して欲しいということと他の課題にについては、当時（平成16年）考えてはいなかったのだけれど実際入所審査を行っていく中で出てきた新しい課題ということです。実際2年しかたっていないわけで、少し早すぎるのではないかと考えられますが、市民からの要請があればやはり検討しないわけには行かないと考えます。今回こういったことで議論していただくということによろしいですか。

他委員：はい

森田会長：皆さん、この入所基準指数表—基本指数、調整指数、同点項目—はおわかりになりますか。初めての方もいるので簡単に説明していただけますか。

事務局：入所基準指数表の見方説明。

森田会長：今回の一部改定では、基本指数に2つ議論して欲しいという項目があります。まず、就労している方と内定の方ですが、前回この審議会では差をつけないということにしました。そこで、就労実績というかたちで、調整指数でプラス点を付けていくことにしたわけです。この就労実績というものが、意味があるのかということが市民から出されている。

内定者のなかにはこれから仕事をするかどうかわからない方もいらっしゃるので、現に就労している方は調整指数で優先しようということで就労実績の指数を付けたわけです。今回の具体的提案ではマイナス5点を付けていますね。こういった形でマイナスを付ける方法と後で調整指数のプラスをするという方法があります。前者の場合は基本指数で差が出てしまいますね。

梅村委員：この資料を見ますと内定の方は、実際と異なることが多いのですか。

事務局：資料（１）説明

森田会長：今の話では、内定で入所した人のうち約半数の人が内定の審査時の指数と実際の就労指数が異なっているわけです。そうすると、公平性という観点からすれば内定者と実際に就労している者とは差を設けるという根拠にはなりません。

梅村委員：預けなければ働けないということで、実際に内定を取って申込をし入所している方もいるわけです。この方たちは就労していないということではないので、現行の入所基準は役立っているわけですね。ハンディキャップを持ったお子さんの申込にもあてはまることがある。ですから今までは差がなかったのにどうしてマイナス５点になるのか教えていただきたい。

森田会長：例えばＡの方は内定（まだ、就労していない）で申込んで審査の時指数５０点だけれども実際に就労してみると指数３０点になっている。すると勤務証明書で指数４０点のＢという方がいた場合（実際に就労している）この方は入所できないわけです。そこに矛盾があるのではないかというのが事務局の考え方ですね。

事務局：そうです。

森田会長：資料（１）からするとＡのような方が１５人います。この方たちは審査時よりも指数が下がっているわけです。ですからもしかすると本当はこの１５人の方より指数が高かったにもかかわらず入所できなかった人がいるかもしれません。もう少し実態に即した審議をする必要がありますね。

齋藤委員：どんな人が入れているかということを議論することより、どんな人が入れなかったかを議論することが必要であり入れなかった人の中で、本当に入るべきような人はどういう要素があるかを拾い上げるほうが必要である。本来入るべき人がなぜ入れなかったのか。基本的には収容人数が少ないからこのようなことがおきているわけで、点数制度というのはどんなことをやっても矛盾が出てくる。そのことを前提にして考えると、プラスはいいけれどマイナスはそぐわない。苦情があった項目について底上げするのはいいけれど、マイナスはしないほうがいいのではないか。最終的にはスコア化の差を無くすることが目的で、要件があって希望する人が全員はいれる状況を作り上げていくうえで、プラスはいいけれどマイナスは良くない。

森田会長：基本指数にいままでマイナスはなかったのだからプラスにすべきだということですが他の自治体ではどうですか。

事務局：多くの自治体では差を設けています。

森田会長：その場合マイナスを付けていますか。

事務局：そうです。

森田会長：１日８時間以上の勤務で５０点だけれども内定の場合はマイナス５点。マイナス５点の根拠はなんですか。

事務局：明確な根拠はありません。

梅村委員：求職中の人は１０点ですが何かハローワークでの証明のようなものが必要なのですか。

事務局：特に必要とはしていません。

齋藤委員：ご主人が普通に働いていて、奥さんが何もしていなければマイナス５点となるのですか？

森田会長：奥さんが何もしていなければ保育要件が無いので保育所入所の申込ができません。

齋藤委員：内職でも 15 点あるのだからマイナス 5 点というのはまずいのではないのか。0 点ならまだしもマイナスになるなら他の就業形態を選びますよ。

事務局：マイナス 5 点というのは、内定の場合 50 点のところを 45 点にすることであり 0 点やそれ以下にするというものではありません。

齋藤委員：この基本指数表では項目 8「その他」の中で就労内定・開業予定の場合はマイナス 5 点と読み取れてしまう。居宅外就労であれば 50 点の下に内定の場合 45 点という行を追加するようにしないとわかりづらい。

森田会長： を付けて欄外に内定の場合基本指数からマイナス 5 点とするとか説明したらどうか。

齋藤委員：調整指数のような性格になる。

清水委員：調整指数の項目で内定の場合はマイナス 5 点とするのはどうでしょう。

森田会長：問題はマイナス 5 点をするかどうか、マイナス 5 点でいいのかどうかということです。資料（１）をみてみますと、審査時点の指数と実際の就労指数の差は どの方も 5 点以上あるので、マイナス 5 点が大きい点ではない。

齋藤委員：1 年に 1 度行なっている継続確認の時に指数が低いと継続できないのか。

事務局：そういうことはありません。

森田会長：在園児の既得権については前回も議論し、半年なり 1 年で保育要件確認を行い保育要件のない方については退園していただくということになりました。園にもよるのですが、求職中で入れる園はありますか。

事務局：今年は 0 歳でも保護者のどちらか一方が求職中（60 点）で入所できた園はあります。

齋藤委員：考え方によっては、求職中も職を探しているわけだから内定と考えられるし正確さに欠ける証明書類もあるわけだから論議をしてマイナスを付ける必要は無い。

森田会長：そうしますと調整指数にある就労実績はどうするかということになります。この就労実績は実態に合わないので削除したいという提案があるわけで、この問題も関係してきます。内定指数を付けるか付けないかということとそれに伴って就労実績を付けるかどうか。

もし、就労実績を付けないとなると同点が多数発生して、結果的に不明瞭な裁量権による審査が行なわれやすくなるので、事務局としては避けたいわけです。

まず、基本指数のところで内定者と実際に働いている人と差を付けるか付けないか。

齋藤委員：基本指数で差を付け、調整指数の就労実績でも差を付けるとダブルペナルティになってしまう。

森田会長：事務局案では基本指数だけで差を付けるという考え方です。

齋藤委員：3 段階に分けた就労実績があるほうがグレードが付けやすい。

森田会長：内定者にペナルティの点を付けると、西東京市は仕事を始めようとする人に厳しい街だという印象与えてしまわないか。

齋藤委員：基本指数に差はいらぬ。調整指数の就労実績で 5 点差を付けるようにしたらどうか。例えば半年以上就労していれば 5 点とか。

森田会長：今の話からすれば、就労実績が半年ぐらいあればよしとして 5 点とする。ど

うですか。

事務局：半年でなく 3 か月ならば市民の方にも納得してもらえるかもしれません。ただ、就労実績が入所の必要性に関係あるのかということについてはどうでしょうか。

齋藤委員：就労実績は 1 日でも勤務すれば就労実績なるが、1 日だけで常勤的な雇用とはみなしにくい。常識的な期間として 3 か月位雇用されていれば常勤的な雇用とみなして加点していいのではないか。

森田会長：今の話からすると、基本指数は現行のままで、調整指数で就労開始から 3 か月以上であればプラス 5 点とするということです。

事務局：調整指数に内定の場合はマイナス 5 点という項目を入れるのはどうか。

森田会長：勤務開始から 3 か月以上であれば常勤化しているということで託児や育児休業と同じようにプラス 5 点をするのか、内定ということでマイナス 5 点とするのか考え方としてどちらがいいかということです。次回までに実際にシミュレーションした案を作成してください。結論は次回とします。それでは次のテ - マに移りたいと思います。

齋藤委員：調整指数 13、14、15、（滞納）についてですが。

森田会長：これから論議する予定ですが。

齋藤委員：調整指数 13、14、15、とありますが細かく分けても払わない人は払わない。それで保育園を辞めさせることはできないわけですよ。要はいかにして保育料を徴収するかということです。それからもう一つ、財政上未収金はこういう扱いになっているのか。

事務局：毎年未収金として計上し、5 年で不納欠損扱いとなる。

齋藤委員：それでは正確な未収金というのはわからないわけですね。

森田会長：保育園は福祉施設なので辞めさせることはできないわけです。だからその兄弟の保育園申込に対してペナルティを課すか、督促・催告する他ないのです。

齋藤委員：個人の問題なのに、兄弟まで影響受けるのは間違いではないか。

事務局：世帯の問題と考えています。

齋藤委員：先ほども言ったように、細かく分けても払わない人は払わないのだからどうやって徴収するかという方策を考えたほうがいいと思う。保育料支払い方法は振込みですか。

事務局：口座振替と納付書での支払いの両方です。

齋藤委員：保育園では徴収していますか。

事務局：園では徴収していません。

齋藤委員：認証保育所など民間の保育施設では施設で徴収しているのでそういう感覚も必要である。この調整項目（滞納）は効果ありましたか。

事務局：昨年、お支払いいただいた世帯が数世帯あります。

森田会長：このことは市民性の問題で、市民としてどこまで義務を果たすかということになり、自ずと限界があるのではないのでしょうか。

齋藤委員：保育料の滞納を 3 段階に分けて調整項目に入れている理由は何ですか。ただ保育料を徴収したいからだけではないのですか。

森田会長：保育園は児童福祉施設ではあるけれど、西東京市として運営していかなければならないわけで、サ - ビスを受けている方は当然その費用を適切な方法で負担しなければならないはずで。

齋藤委員：受益者負担の考え方はわかります。負担の方法がこのようなかたちで適切な

のかどうかを伺いたい。他の方法はないのですか。

森田会長：このことについては平成 16 年度の子ども福祉審議会で議論したところです。

齋藤委員：保育料を滞納している世帯の申込に対してペナルティを与えるという議論だけして行われたのではないですか。議事録で確認します。

清水委員：保育料を払っていない世帯のお子さんが同じサ・ビスを受けるのは不公平なので考慮すべきではないかという保護者の連絡協議会からも要望があったように記憶しています。

齋藤委員：ペナルティを与える前に保育料を徴収するためにやることがあるのではないのでしょうか。

清水委員：保護者の滞納状況は把握しているのですか。

事務局：把握しています。ペナルティを与えるというのは、滞納している保育料を徴収するための一つの方法です。督促状・催告書を発行したり電話催告したり面接して支払いを依頼したりするうちの一つの方法と考えてください。

齋藤委員：民間の保育園ではこのようなことは考えられない。1週間毎でも徴収するでしょう。

森田委員：保育料を徴収するのは市の責務だという認識はあって努力しているけれども、それでも払わない世帯に対して差を付けられないかという議論をしているわけです。

齋藤委員：徴収努力をしているという数字なりの具体的結果を踏まえて議論したのか。

森田会長：このことについては一昨年議論したわけです。それで1回決まったものについて今年変更する項目と、新たな課題として提案された項目があり今回議論しているわけです。そういう意味では、まったく初めて議論するのでなく一昨年の議論を踏まえて行っているわけです。限られた時間の中ですべてのことについて議論できないので、市として努力しているという前提にたってここではどうしたらいいかを考えていきたいと思います。

齋藤委員：仮にすべての希望者が入所できるようななった場合、このペナルティはどうなるのか。100%入所できるようになればこのようなペナルティはいらない。児童福祉施設なのにお金のことでペナルティを設けることは許されないのではないか。

森田会長：生活保護世帯や非課税世帯については保育料が免除、減免されておりそれ以外の所得が発生している世帯については所得に応じて保育料を払う義務がありその方たちに対してこの問題あるわけです。

齋藤委員：この仕組みだと、第2子の保育園の入所申込をする世帯は払うけど、1子だけの場合は払わない。つまり子どもの人数によってペナルティの対象となる世帯とならない世帯がある。

森田会長：入所の選考基準でできることは、子どもの人数にかかわらずペナルティを設けることだけです。

齋藤委員：このペナルティで滞納の問題がすべて解決するというような理解はしないで欲しい。この調整指数の格差を無くして、きちんと納められるような方法を考えるべきである。福祉でペナルティを与えるのはどうなのか。

森田会長：そのことを前提として議論した上で、それでも払わない人はどうするかということが一昨年の議論だったわけでそのことを含めて今年度はどうするかというのを考えるのが今の段階なのです。

齋藤委員：払えない人の中には理由があって払えない人もいるはずで、例えば減免制度

の内容が厳しくて休所していても払わなければいけなかったりするわけです。そういったことに対応しないでいきなりペナルティというのは役所の発想だと思う。

森田会長：それでは滞納者の実態と働きかけについてどのような対応しているか次回報告していただくということで次のテーマに移りたいと思います。次に就学の取扱いですがけれどもこれについてはどういうことになっていますか。

事務局：現行では学校の種別により3段階に分けています。これは、4月1日入所の申込段階では4月からのカリキュラムが決まっておらず、授業時間を就労時間に置き換えられないので、学校の種別で指数を判断しています。技術専門学校は授業時間がすでに決まっています。ところが学校教育法に定める学校とその他の専門学校の授業時間は本人の選択的要素を伴うもので明確に区分けする根拠がないので一つにまとめるというのが案です。

森田会長：具体的な事例があったわけですね。

事務局：そうです。

森田会長：指数的には35と25で指数を上げているわけですが根拠はありますか。

事務局：おおよその授業時間を就労時間に置き換えて決めています。

猪原委員：指数35の技術専門は特定できるのですか。他の専門学校と混同したりしないのでしょうか。

事務局：指数35の学校は旧職業訓練校のことで現在は都立技術専門学校のことを指しています。

森田会長：記載の方法として技術専門学校というのが適切なのか。保育専門学校や看護専門学校が含まれているような誤解を受けない記載方法を考えていただくということで、就学の取扱いについては指数35点と25点の2区分にすることで決定します。それでは次に兄弟姉妹の取扱いについてですが、兄弟姉妹の転園を優先していいのかどうかということです。一昨年の議論では待機児がたくさんいるなかで在園している子の転園を優先（加点）させることは理解が得にくいのではないかとということで優先（加点）しなかったわけですがそれでは在園している保護者の負担が大きいということも十分議論したわけですがそれについて見直したいということです。実際どのくらい人数がいるのかというデータはあるのですか。

事務局：資料（2）説明

平成16年の時と状況が変わったことについて説明します。平成16年7月1日の待機児数は155名ですが平成18年7月1日の待機児は298名と増加しており、入所状況は厳しいものとなっています。そのため希望園を増やす傾向にあり、本来は希望していない下位の保育園に内定する場合があります。もう一つは、2園あるいは3園お迎えすることで延長保育時間帯になってしまう。延長保育時間帯になると延長保育料が発生します。今年度から延長保育料の制限が撤廃されたので、利用した分だけ料金がかかってしまいます。このような料金的な不満もあります。

清水委員：心情的には一緒にしたいですね。

梅村委員：兄弟と一緒にしたいという場合、当然家に近い便利な保育園で合わせたいということになるかと思いますが、不便な園でもいいという希望もありますか

事務局：もちろん、どちらの園でもいいから一緒にしたいという希望もあります。

梅村委員：お迎えとは別に、例えば兄弟が3人いて、一人は学校であと2人は別々の保育園にいますという状況で災害が発生した場合、子どもをどのように集めるかという問題もありますよね。

事務局：そうですね。

梅村委員：兄弟が一緒にいるのが一番自然であるので私はこの案を支持したい。このことにより入れないお子さんが出てくるわけですね。

森田会長：そうですね。転園に調整指数5点を付けることにより、転園希望者より基本指数が高い人が入れなくなる場合が生じてきます。このことが市民的に理解を得られるかという判断をすればいいわけです。

清水委員：指数が高い人が他の園でもいいということであればうまくいくのですが。

森田会長：それは申し込んだ方の希望園によるので市として操作できないし、不利益を被る場合もあります。そこらあたりのことをどう考えるかという判断をすればいいわけで、一昨年はまだその段階にないという判断をしたわけですね。父母ともフルタイムで勤務していても子どもが別々の園になることがありますか。

事務局：あります。駅に近い便利な園では希望者も多く十分起こりえます。

森田会長：不便な方の保育園で二人合わせることにはなかなかならないのですか。

事務局：中には希望者の少ない園で合わせる方もいます。

梅村委員：でもこの待機児童数298名が問題ですよ。これに対して市としては何か施策をもっているのですか。待機児解消する方法について何か提案を強く要請します。

事務局：認可保育園の新規開設は考えていません。ただし、老朽化した保育を建替えそれに伴って定員を増やしています。平成18年度はみどり保育園を建替え定員を20名増、平成19年は田無保育園の定員を20名増やす予定です。

梅村委員：それでは何年計画で待機児をゼロにするというような具体的予定はないのですか。

事務局：先ほど待機児が298名と報告しましたが、この内認可外の保育施設に入所している方が151名いるので実質的な未入所児童は147名になります。このことを新定義の待機児数といい平成16年7月で110名、平成17年7月で151名、平成18年7月で147名となっていてそれほど増えていない。これは、認証保育所を新規に開設するなどの施策を進めていることによるものと思われます。

森田会長：この問題は、入所希望者が増加しているということも背景にあることは確かです。ただすぐにどうにかなるということでもないわけですね。

先ほど、入所している方の利便性を考えるのであれば、転園を優先するのもやむを得ないというご意見もありましたが。プラス点としては5点ですね。この問題は各自治体が非常に悩むところです。

清水委員：兄弟での入所が多くなると、限られた世帯の保育園という印象を与えないでしょうか。

森田会長：そうですね。

事務局：現行の入所基準指数表は認可外保育施設等に託児している人や産休明け育児休業休業明けについてプラス5点が付いていることで、転園より新規の申込に対して指数が高くなるしくみになっていますので、転園申込にプラス5点することにより均衡化を図るということになります。この転園はあくまでも兄弟を同一園にするための転園であり、自己都合での転園は含んでおりません。

森田会長：5点プラスすることによりかなり入れるようになるのですか。

事務局：園にもよります。入所しやすくなる園もありますし、新規申込の方と同じレベルで争えるようになる園もあります。

森田会長：他の保育施設に預けている方に加点しているわけですがけれども、それと同じにするという考え方ですね。

梅村委員：3園別々になっている世帯もあるんですね。

事務局：あります。

森田会長：多子世帯に対する配慮をどうするかですね。

森田会長：まだ、議論していない課題もあるのですが、時間になります。内定の基本指数と保育料滞納者の取扱いについては今回判定できないので次回への積み残しとしもう一度議論したいと思います。また、(3)の個人託児の取扱いについても次回議論します。今回決まったことは就学の取扱いだけということになります。内定者の取扱いと就労実績の問題はまだ議論の途中です。それから兄弟姉妹の転園の取扱いについても議論し、新規の申込の方と同等に競えるために加点するという考え方で取り扱ったらどうかということです。3子目の取扱いについては少子化対策、子育て支援という観点から配慮するという考え方です。保育料滞納の取扱いについては、入所選考基準でペナルティを課すよりも保育料徴収方法を検討する必要があるのではないかとこの考え方が示されたところです。長時間議論をしていただきましてありがとうございました。

事務局：次回は10月3日(火)です。

その他ということで、学童クラブについての最終的な答申と前回の議事録ができましたのでご確認ください。